

再開 11時10分

○神谷議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、石松修議員の質問を許します。石松議員、どうぞ。

○2番(石松修議員)

皆さん、こんにちは。宗像志政クラブの石松修です。よろしくお願いたします。

質問の前に少しお話をさせていただきます。現在、コロナウイルス、デルタ株が非常に猛威を振るっている状況なんです。私は2回目のワクチン接種を終わることができました。50歳以上の年齢区分において集団接種の予約を行い、無事に受けることができました。昨日、笠井議員もお話しされていたように、ワクチンに関する正しい情報を発信していただき、最終的にはそれぞれの各自の判断でワクチンを接種するか否か、そして、どちらにもかかわらず差別的な取扱いをしないこと、そういったことが大事であると考えております。

日本の場合は非常に高い効果を持つmRNAワクチン、ファイザー、モデルナ、そしてこれが合わない方に対してアストラゼネカのワクチンも今後接種が開始されて、もう接種している自治体もあります。東京などは医療崩壊と言われる状況が続いて、大変残念ながら自宅療養中に亡くなる方も出ております。また、著名な俳優の方や落語家の方が命を落とし、ワクチンが未接種だったという状況も聞いております。

そういった状況の中で、執行部の皆さんや医療関係者の皆さん、そして関わっていただいている皆さんのおかげで、ワクチン接種を進めていただける、そういった状況を感謝して質問に入らせていただきたいと思います。

そういった中で、宗像市の公式LINE、これが感染状況やワクチン接種の状況、情報、そしてワクチン予約サイトへのつながり、そういった形で非常に重要な役割を果たしていると感じております。

昨年12月、私が第1回目の一般質問において、SNSによる情報発信に力を入れていただきたいというお話をさせていただいておりました。昨年10月に始まった宗像市の公式LINEなんです。昨年12月の段階で1,117件の登録、これは市民の方の約1.1%になります。その後、3月1日で2,300件、6月14日で7,858件、そして本日9月3日で1万4,356件の登録がっております。3か月ごとに数字を追っていたのですが、ほぼ毎回倍々で増えております。それでも現在、市民の方の数からいくと約15%であります。今後も利便性を高めていただいて、昨日、石松和敏議員が道路の補修とかそういった情報をLINEによる市民の方から直接の報告を上げる、そういった提案もっておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それでは、通告書を読ませていただきます。

豊かな自然を守り、災害に備えるために。

平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたのを契機に、太陽光発電の普及が進んでいます。宗像市も平成24年7月に、市内に新たに大規模太陽光発電設備を設置することを促進するための措置を講ずることにより、発電における再生可能エネルギー源の利用の促進を図り、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的として宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例を制定しています。

しかし、地域によっては、太陽光発電事業のための大規模開発により、土砂流出や濁水等による災害の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じています。そのため、太陽光発電設備

等の適正な設置と自然環境との調和を図るため、その設置等を規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体が増えています。

宗像市は、周囲に四塚連山をはじめとする緩やかな山並みが連なり、その山々からの清流は釣川となり市内の中央を流れています。流域には肥沃な平野が広がり、海岸線には白砂青松で有名なさつき松原など玄海国立公園の見事な眺望が広がっています。この豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継いでいくことが責務であると感じています。市内ではかつて産業廃棄物焼却炉の建設問題が起こり、地元住民や市が問題解決に尽力されたと聞いております。今後、市がどのように環境保全、防災に取り組んでいくのかお伺いいたします。

- (1)市内における大規模太陽光発電設備の設置状況と課題は。
- (2)宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例の運用状況は。
- (3)市内における大規模開発に伴う課題をどのように認識しているか。
- (4)市は現状を踏まえ、条例の制定等どのような取組が行えるのか。

少し画面で補足をさせていただきます。画面映していただきたいのですが、こちらが宗像市の全景を含む航空写真です。グーグルマップから引用しております。

見ていただくと分かるのですが、こういった形でちょっとおやっと思ってしまうような場所があります。太陽光のパネルであるとか、太陽光のパネルを設置するために工事が行われて山が削られている状態であります。こちら今大規模な工事が行われている野坂の現地、そして名残の太陽光発電所を設置するときの写真であります。

新聞報道でも、太陽光発電所と住民のトラブル、専門家の見方ということで、こちらは6月4日の朝日新聞デジタルの記事から引用させていただいているのですが、ゼロカーボンシティ、今回も安部議員が取り上げられてありますが、脱炭素社会づくりの鍵となる太陽光発電所は東日本大震災後に始まった電力の固定価格買取制度の下で急拡大し、立地地域の住民とのトラブルが絶えない。国も解決に向けた対策を重ねているが、自治体任せの状況も残る。ちょっと飛ばしまして、ある市の担当者は、FITの認定制度はざる、条例がなければ地域需要を無視した事業を防げないと不満を漏らしているとのこと。こちらはNPO法人の理事の方が、トラブルが起きる前に、自治体は景観など守りたいものを守るような条例をつくっておくべきだということをお話されております。

そして、こちらは8月6日の記事なんですが、太陽光発電の建設に待った。規制条例が全国でということで、太陽光発電所の建設を規制する条例を設ける自治体が増えている。地方自治研究機構の調べでは、今年の4月1日現在で146市町村に上り、2年余りで2倍以上に増えています。脱炭素化社会の実現には欠かせない再生可能エネルギーの柱のはずですが、なぜ足かせをかけるのだろうかとあります。

こちらが今引用された地方自治研究機構のサイトから引用しております。これは条例の動きということで、先ほど通告書でこちらは述べさせていただいております。

そして、今、7月29日現在で156条例があります。都道府県が4条例、市町村条例が152条例とあります。ここ数年で非常に増えている状況であります。

以上の背景を基に答弁をお願いしたいと思います。

○神谷議長

石松議員の質問に対し、執行部の答弁を求めます。

中村市民協働環境部長。

○中村市民協働環境部長

それでは、私のほうから(1)(3)(4)につきまして答弁をさせていただきます。

まず、(1)の市内におきます大規模太陽光発電設備の設置状況と課題についてでございます。

大規模でありますメガソーラーと言われるものは1,000キロワットアワー以上の出力を持つ太陽光発電システムを指しますので、その対象となるものの設置数は、宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例や環境課で把握できている数字ではございますけれども、16か所でございます。総発電出力は約4万2,000キロワットアワーとなります。これは一般家庭に換算いたしますと約8,300世帯分に相当する量ということでございます。

このほかに、野坂地区で工事中のものが1か所、3万3,000キロワットアワーの発電能力と聞いております。

大規模太陽光発電設備の課題といたしましては、今、議員のほうからも御指摘がございましたとおり、設置箇所にもよりますが、景観が変容してしまうこと、造成を伴いますので、工事が完了するまでの間、出水期等には汚濁水の流出の可能性があること、また、これは少し先にもなりましようが、事業終了後のソーラーパネルや電気設備等の適切な処理などが上げられると考えます。

次に、(3)市内におきます大規模開発に伴う課題をどのように認識をしているのかということでございます。

大規模開発における一番の課題は、条例の御紹介もいただいておりますが、開発そのものを行う場所を制限する法律等がないということではなかろうかと考えております。

現状といたしましては、市街化調整区域内において森林を伐採しての大規模開発等を行う場合は、一部の例外を除き、森林法に基づき県の許可を取る必要がございます。その場合は市から意見書を提出しており、その内容といたしましては、災害の防止、水源の涵養、環境の保全について十分対策をとることとさせていただきます。また、地域住民や関係者に対して十分に説明を行い同意を得た上で許可していただくこととさせていただきます。それに対しまして、県は指導等を行うこととなっております。

近年、異常気象が世界中で発生しており、日本でも線状降水帯が発生したり大雨が続いたり異常気象が続いており、その結果、本市におきましても、昨年の出水期におきましては土砂の流出が発生し、市といたしましても事業者に対応をお願いした状況もございました。

次に、(4)市は現状を踏まえ、条例の制定等どのような取組が行えるのかについてでございます。

まず、本市の現状といたしましては、市街化調整区域内で500平方メートル以上の土地の造成、埋立てなどによる土地の形状変更、これを行う場合は、一部の例外を除き、宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例第5条の規定により、事業主は必要書類をそろえた上で開発行為計画書として事前に届出をすることを義務づけております。また、この計画書の中には、地元関係者などとの紛争を予防する観点から、水利権等の同意書の提出なども求めているところでございます。

また、工事期間中は随時市の職員が現場確認等を行い、出水期におきましては、事業主の皆様に対して災害防止の注意喚起も行ってきたところでございます。もし問題等がございましたら、県と協議し、改善指導を行っているという状況でございます。

御指摘の条例の制定等どのような取組が行えるのかについてでございますが、条例の中で土地利用における制限等を設けることはこれまでも多くの議員の皆様から同様の御質問をいただき、その中でお答えしてきましたとおり、財産権の尊重の観点から事業主の権利を尊重することも必要でございますので、事業主への過度の負担を強いることはなかなか難しいのが現状だと考えております。残念ながら、太陽光に限ったこ

とではなく、開発そのものについても同様だと考えております。

今後の対応ということも踏まえまして、先ほども申しましたが、紛争予防を担保するという観点から、市街化調整区域の開発行為に関する条例の第4条ないしは6条に基づきまして、引き続き事業主等に対しましては、説明会など地域住民の皆様へ丁寧な対応をお願いしてまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○神谷議長

力丸総務部長。

○力丸総務部長

それでは、私のほうから(2)大規模太陽光発電設備設置促進条例の運用状況についてお答えします。

同条では、議員が先ほど紹介されましたとおり、発電における再生可能エネルギーの利用促進を図ることにより地球温暖化の防止に寄与することを目的に、事業者の固定資産税を5年間全額免除する支援制度として平成24年に制定しました。

当初、国のエネルギー政策の見通しが明確ではなかったため、支援制度の適用は平成29年6月末までの5年間に設定しておりましたが、良好な景観の維持及び森林の保全を図る必要性が生じていることに鑑み、適用期間を平成28年6月末までの4年間に変更する条例改正を平成26年に行っており、現在は支援制度の適用期間は終了しております。

なお、本条例が定義する大規模太陽光発電設備とは、発電出力が500キロワットアワー以上のものとなります。支援制度が適用されました事例は、4年間で新設が13件、増設が5件、課税免除額の総額は約4億5,000万円でございます。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

答弁ありがとうございます。

答弁の中でもありましたが、この太陽光発電や、また開発に関する問題点ということで、先輩議員の皆さんも今まで取り上げてあります。

平成30年第1回定例会で末吉議員が、「平井区に隣接する太陽光発電目的の開発行為の現状は」、平成30年第3回定例会で新留議員が、「実効性のある開発行為に関する条例へ」、令和元年第2回定例会、末吉議員、「市域外縁の自然環境保全について」、令和元年第3回定例会、伊達議員、「太陽光発電施設の設置について」ということで取り組んでいらっしゃいます。伊達議員におかれましては、そのときに条例の制定の必要性ということを強く述べられてあります。そのときは、40を超える自治体が2年前制定していたということだったのですが、先ほど申しましたように、現在は152自治体が条例をつくっているという状況であります。

今回この問題を取り上げるに当たって、生まれ育ったふるさとの自然を大事にしたい、皆さんそういった思いがあるのではないかと思います。

私は宗像で生まれ育ったわけですが、昭和56年の4月1日に、旧宗像市、市制に移行しております。そのときの市の憲章というのが「みどり・健康・ふれあいのまち宗像」でありました。これは、私は覚えているんですよ。そんなにおしゃれでも格好いいわけではないのですが、本当に実直で大事なことを素直に述べた憲章だったのではないかと思います。

私の母校であります赤間小学校の校歌では「朝日をあびてそそり立つ、城山の尾根みどりこく」、城山中学校の校歌では「春新緑に輝きて、秋碧空にそそり立つ麗しきかな蔦ヶ嶽」、蔦ヶ嶽は城山のことですね。こういった子どもたちも豊かな自然環境の中で暮らすことができる、こういった宗像市であります。

今回の問題の中で、名残区の太陽光発電所があるわけなんです、この建設に当たって、産業廃棄物が持ち込まれて埋められたのではないかと、その工事に伴って市道の補修、またその現状復旧、そして敷地内の雨水処理調整池、沈殿処理してからの排水等、そういったことが適切に行われていないのではないかという地域の方からの不安がありました。環境をみんなで守っていく、そういった思いがあったのではないかと思います。

そういった中で、例えば産業廃棄物では、県が管轄している分もあるのですが、市として、そういった地域の住民の方の声にどのように応えられていたのか、そういったこともまたお尋ねしたいと思います。

先に(2)の宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例の運用状況はということで答弁いただきました。もう既にこの条例は役割を終えているということでもよろしいのでしょうか。そして、今後の廃止等の手続等はどんなふうにやっていますでしょうか。

○神谷議長

力丸部長。

○力丸総務部長

条例の役目につきましては、議員お見込みのとおりでございます。今後の手続につきましては、関係部署に確認の上、廃止の方向で検討したいと思っております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

原発事故の流れに沿って、国策に沿った条例だったと思うんですが、市はこの条例をどのように評価されてありますでしょうか。

○神谷議長

力丸部長。

○力丸総務部長

評価といたしましては、太陽光発電設備の設置が促進することによりまして、地球温暖化の防止には大きく寄与したこと、それから、市税の増収にもつながっているということから、条例の一定の目的は達成しているものと考えておりますが、平成26年度に、先ほども申しましたとおり、条例改正を行っていることから、景観や森林の保全に与えた影響もあったと捉えております。

以上です。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。ここ何年かの流れの中で、規制する条例が制定されている自治体が増えている中で、役割が終わっているとはいえ、太陽光発電を促進するという条例が残っているのは非常に気になりましたので、今後、また対応をお願いしたいと思います。

それでは、また質問を深めていきたいのですが、(1)で事業終了後のソーラーパネルや電気設備等の適正な処理などが今後必要とされるということなのですが、市としてはどのような対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

まずは、申し上げたいのは、国のほうで最初の段階で、太陽光事業計画ガイドラインというのを作成しておられます。このガイドラインでは、発電設備の撤去及び処分を行う場合は、発電設備の分解、解体等に伴って生じた特定建設資材につきまして、建設リサイクル法に基づき再資源化を行うとともに、廃棄物処理法上の排出事業者として課された義務を遵守することとされております。まずこれをしっかり守っていただくということだろうと思います。

それから、また、再生可能エネルギー特別措置法に基づきます認定を受けた10キロワットアワー以上の全ての太陽光発電事業を対象としまして、廃棄費用等の確実な積立てを担保する制度の検討が今なされていると聞き及んでおります。

最後に、市としまして何ができるかということでございますが、以上を踏まえましたところで、事業終了後の情報収集、これにしっかり努めていくことかなと。

議員も御承知のとおり、県の許可に係りますもの、市の届出に係りますもの、これも500平方メートル以上でございます。500平方メートル未満につきましては市への届出もないということになりますと、これまでの御質問の中でも、ぜひ地域の皆様にいろんな情報、地域の変化のお声をちょうだいしたいとお答えしてまいりました。そうしたところで情報をつかみまして、しっかりと最終的なところまでリサイクルなり資源化を図っていただくということもお願いするということもやっていきたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。固定買取制度ですね、家庭用ではもう既に10年が終わったところもありますし、事業としては20年というものがありますので、これはちょっと先の問題になるかもしれないのですが、建設から様々な問題も出ていますので、注視していただいて、市としてとれる対策をしっかりとっていただきたいと思えます。

(3)で、大規模開発ということで、県の許可を取る場合などありますが、そのときに市からの意見書を提出しているということでもあります。その中で、地域住民や関係者に対して十分に説明を行い、同意を得た上で許可していただくこととしておりますということで先ほど御答弁いただきました。

地域住民、自治会、地域の方との連携は市としてはどのように行っていくのでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

先ほども申しましたが、太陽光の発電に関しましては、三つの段階が、県の許可に係るもの、市の届出、それから500平方メートル未満のものがあるということで申し上げました。当然、県の許可に係りますものに

つきましては、最初の段階から、恐らく窓口のほうで御相談なりがあって手続を御案内する、ないしは直接県のほうで許可の申請をなさって、その情報が市に下りてくるというふうなことであらうと思います。

やはり、いずれの段階におきましても、市のほうといたしましては、それぞれのルールに沿った形で、住民の皆さんにしっかりと御説明いただくということをまずはしっかりお願いしながら、将来的な紛争予防に向けた取組を行っていくこと、それから、場合によっては調整に入らせていただくこともあるんだらうと思いますが、そういったことをしっかりとやっていくことが必要だと考えている次第でございます。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。地域の方はいろいろ心配されております。そういった中で、これは県の管轄だからといって県に聞いてくださいとかではなくて、窓口としてしっかり市が対応していただいて、住民の方と一緒に向き合っていていただく、そういった姿勢をしっかりと続けていただきたいと思います。

具体的な話になりますが、昨年の出水期には土砂の流出が発生して、市としても事業者に対応をお願いしたというお話がありましたが、そのとき、事業者の対応、そしてまた地域住民の方への説明等、そういったことはどういった状況だったのでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

申し訳ありません、余談になりますが、今朝も相当雨が降りました。こうした場合に、まず庁内で、私ども環境課ですとか、それから都市整備部維持管理課ですとか、それから産業振興部農業振興課ですとか、これらが連絡、協力しながら、まずはパトロール等で現状確認をさせていただいております。

そうしたことがあっておりますということを前提で答弁させていただきますが、昨年、土砂が流出しました際の対応でございますが、下流で農業をされていらっしゃる方から、河川に土砂が堆積しているとの連絡をちょうだいしまして、通報者の方と現場確認を行いまして、事業者の方に土砂を撤去いただいたということもございます。また、地元の自治会長からも、河川、ため池、開発区域の隣接地への土砂流出や田んぼのり面崩壊の連絡等がございまして、すぐに事業者のほうへ連絡し対応していただきました。

当然、その現場に、対応状況の際に、自治会長、関係者の皆さんに立会いただくこともありますし、手続の、どういうふう調整をしたということの御報告、それから、完了の場面におきましてはしっかりと確認をいただくですとか、しっかりと御報告まで含めてさせていただいていると認識をいたしております。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。本日も非常に強い雨が降っていて、対応していただいたということで、ありがとうございます。

先ほど、工事期間中は随時市の職員が現場確認を行いということではありますが、これは通常業務を行いながらという中で、どのくらいの頻度でできるのでしょうか。また、地域の方は、それこそ目の前にそういった状況がある方もいらっしゃるわけですが、地元からの異常の連絡があった場合とかに、対応はすぐできるのでしょうかということをお尋ねいたします。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

ありがとうございます。まず、私ども市として、事業者の皆様をお願いしておりますのは、6月の出水期を控えまして、これは文書にて事業者の皆さんに、出水期に向けてしっかりした対応をお願いしますという文書を発出をいたしております。その上で、今回のように雨が降りましたら、これは時間にもよりますけれども、例えば、5時、6時、出勤前に雨が少し落ち着いた段階で現状を確認に行く、これは先ほど申しました3部で連絡調整、協力をいたしまして、実施をいたしております。それから、少し雨がしっかり上がった段階でも再度確認をしているという状況でございます。

当然、何らかの被害等がございましたら、例えば、釈迦院のところでありましたら県道、市道でございますが、土砂の流出によって、交通の安全を確保するため緊急に通行止め等の措置をとらせていただかないといけない状況もございました。その際は、県土整備事務所等にも連絡が必要になりますが、まずは維持管理課等と連絡しまして、安全を確保するというをまず市のほうで第一義的にさせていただいて、その上で、県のほうに御連絡差し上げたということもございました。

また、そういう状況に対応しながら、大雨の警報が出ましたり、台風が接近します際には、その都度、開発事業者等に御連絡を差し上げて、対応方をしっかりお願いしたいということをお願いしております。これに対しまして、それぞれ大井釈迦院の事業者、それから野坂地区の事業者におかれましては、実際、現場事務所に職員を常駐いただくなり、しっかりと速やかな対応ができる体制をとっていただいていたということでございます。

ですから、私どもも何らかの異常を発見しました際には、その現場事務所なりと調整をしながら、まず市のほうでできること、それから事業者にお願いしますことをお願いしながらやってまいりました。

ただ、議員も御指摘のとおり、いろいろ私どもで知り得ない、まだ分からない場面も当然多ございますので、その辺につきましては、地域の皆さんからのお声もいただくということは大事だと思いますし、冒頭で紹介いただきましたLINE等の活用によって、いち早く情報をちょうだいするというのも一つの方法かなと考えている次第でございます。

以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。なかなか事業そのものを止めるということとはできないわけなんですけど、地域の方にしっかり向き合う、業者の方が地域の方の声をしっかり聴いて、紛争予防を担保するために事業主の方に説明会などの開催をお願いしてまいりたいと考えておりますと先ほどいただきました。

これの根拠として、そういった条例の必要性とか、そういったものを感じることはないでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

いろんな場面で、市民の皆様のお不安というのがいろいろあると思いますし、先ほど、景観、眺望のところでも石松議員の地元に対する思いをお聞きしました。私ももうすぐ60歳になりますが、このまちで全部寝泊ま

りをしております、議員に負けないぐらい地域に対する愛着は持っていると考えているところでございますが、そうしたことは別としまして、市としましても何らかの方法でよりよい対応ができないかということは常に研究を続けております。

先ほども答弁させていただきましたが、条例での規制や説明会の義務づけ等のことに関しましては、財産権の尊重の観点や事業主への過度の負担を強いるということから、現状としては非常に難しいのではなからうかと考えている次第でございます。

ただ、重ねて申しますが、その中でもしっかりとお願いは差し上げながら、事業者の御理解をいただきながら、地域の皆様の不安を払拭するためのアクションはとっていきたいとは考えている次第でございます。

以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。やはり宗像の市民の方は、皆さんこの郷土を愛されているんだなということを感じました。

ただ、太陽光発電の規制をする条例を制定している自治体の条例を確認しますと、財産権を規制するというよりは、地域の意見を聴きながら、適切な場所で適切な工事、適切な事業を運営していただくという、本来当たり前のことを当たり前にしてもらうことを定めているのではないかなという、私はそういった印象があります。

先ほどしっかりと対応していただいている業者もあれば、大変残念ながら違法なことを、産業廃棄物の処理とか、そういった違法なことをして勧告を受けた事業者もいらっしゃるわけです。

なかなか宗像市独自で先んじて条例の制定というのはなかなか難しいという御答弁だったんですが、それ以外に何かできることというのはありますでしょうか。

○神谷議長

中村部長。

○中村市民協働環境部長

先ほど市としまして非常に難しい、悩ましいということで答弁をさせていただきました。ただ、いろんな手だてがないかということで研究も続けているということも答弁させていただきました。

その中の一つとしまして、できれば、これは単市で、一つの自治体で考えるものではなくて、しっかりと国、県のレベルでルールをつくっていただくことも必要かなということで、実は福岡県市長会のほうを通じまして、本市としましても大規模太陽光発電設備の立地についてということで、国のほうできちんとした法整備を進めていただけないかということ、それから、事業の許認可に当たっては、しっかりと一番最後、設備の再生まで、処分まで含めて、適切に管理監督する仕組みをつくっていただけないかということで、県市長会を通じまして国のほうに要望を続けているところでございます。

また、議員も御指摘のとおり、今回のカーボンニュートラルの動きを踏まえまして、今後また太陽光の開発というのは活発化してくる可能性も当然否めませんので、ぜひこうした活動を継続しながら、市としてとり得ますよりよい方策で市民の皆さんの安心につながるような取組を行っていく必要があると考える次第でございます。

以上でございます。

○神谷議長

石松議員。

○2番(石松修議員)

ありがとうございます。地域住民の方にとっては、まず市が一番身近な自治体であって、何かあったらまずそこに相談させていただく。県の管轄であればそこをしっかり協議していただいて、一緒に対応していただく。そのために地域住民の方の声をしっかり受け止めて、相談に当たっていただきたいとお願いしておきます。

また画面を見ていただきたいのですが、こちらは滝口市長の本ということで、これは知り合いの方から御紹介をいただきました。宗像市の議会の歴史についても少し書いてありましたので、読むといいよということでお貸しいたいて、その後、私もこれを、古本しかありませんでしたけど購入しております、目を通してあります。

その中で、通告書にもお話ししましたが、日の里の産業廃棄物焼却炉の建設問題についてこちらの本も書いてあります。こちらは住民の方が座込み等をしっかりされていたような形になります。

この中で、業者としては法律に基づいて適切にやっていると。ただ、当時の法律とかが本当に状況に合ったものであるのか、そういった疑問が出ていたものであります。結果的に和解ということで、お金で環境を買ったと、それがつらかったということで、本の中に市長の写真が写っているのですが、本の中で、このときの市長が住民とともに戦おうと決意したのは、次の理由からであったということで、一つ目が、住民の健康と生命を守るためである。本当にこれが市としての役割で、とても大事なことだと思います。第2に、都市づくりの理念、方針から見て、この場所に焼却炉を建設することは市として容認できない。法律の規制はなくても、どこにでもそういったものを建てられたら困るというお話です。そして、第3は、日の里を中心とする住民の意向が地域エゴに偏せず、専門的な知識と経験に裏打ちされた良識に基づいており、しかも組織的に統制された強さを持っていたことであるということでもあります。

先輩議員の方が実際に当時から市議で、この運動に関わっていらっやったということで聞いておりますので、なかなか私がこの本の知識でお話するのもなかなか気後れするわけなんですけど、市長の役割とは何かということで、法律が追いついていない中でしっかり取り組まれたんだなということを感じました。

最後に、和解が終わった次の日に東京に出張されたということで書いてあります。「出張の主目的は、産廃問題での長い闘いの間、いろいろ助言を受けた、世話にもなった国会議員、厚生・労働・環境の各省庁担当課長などに和解を報告することであった。担当のK君を同行した。課長などはポストが替わり別の省庁に移った人もいた。ある省庁の課長が報告を聞き終わると、法律の不備で御迷惑をおかけしましたと頭を下げたとあります。これには私も驚いた。闘いの本当の相手は、時代遅れの法体系と、そこから一步も出ようとしない行政体質であった。課長にはそれがよく分かっていたのである。そして、率直にわびてくれた」、とあります。

非常に大金でそこを丸ごと買い取って、もう事業をそこでさせないようにしたということで、非常に大きな金額ですので、非常に市長の悩みも深かったのかなとは思いますが、今になって思えば、私はこれはお金で買えないものを守っていただいたのではないかと感じております。

もう一つ、最近私が心に響いたことなんですけど、明石市の市長が、水上バイクの危険運転は殺人未遂ということで告発ということであっています。これは、規制する条例もあるのですが、条例では罰金20万円以下で罪が軽過ぎて警告にならない、人が死ぬような行為と認識してもらう必要があり、殺人未遂での告発が妥当と判断したと話されてあります。

明石市の泉市長は、子育て世代への支援であるとか、SDGs、そしてLGBTの方への配慮など非常に先進的な取組をされてあります。その中で私も注目させていただいているんですが、非常に強い、市民の安全は自分が守るという強い意志を感じます。

今回取り上げさせていただいた中で、法律の不備もまだある中で、市としてできることは非常に限界があるかということなんですけど、市長から率先して様々な問題に陣頭に立って、住みよい宗像市にしていきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○神谷議長

これで石松議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時からといたします。

休憩 11時54分

再開 13時00分